



弊社の発行する商品券をご利用の皆様へ

弊社の発行する商品券は、資金決済法第 14 条第 1 項に基づく、基準日未使用残高(毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日時点における未使用残高で、資金決済法第 3 条第 2 項に定めるところにより算出したものをいいます。)が基準額の 1,000 万円を超えていないため、供託義務は発生していません。

ご了承いただきますようお願いいたします。
